

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和6年2月1日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

- 1 本件処分通知書の「返還決定理由」については、請求人には知る由もない。請求人は、毎回、福祉事務所の指示に基づき、「預貯金通帳」及び「国民年金支給通知書」等を提出しており、正しく保護費が支給されていると思っていた。したがって、請求人に一切の過失はない。

本件処分は、とても容認できるものではなく、取消し及び謝罪を求める。

- 2 本件処分に係る督促状の取消しを求める。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
-------	------

令和7年 7月 8日	諮問
令和7年 9月12日	審議（第104回第4部会）
令和7年10月 8日	審議（第105回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法の定め

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき等は、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。

(2) 次官通知

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(ア)は、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとしている。

また、同・(3)は、次に掲げるものは収入として認定しないこととするとし、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」（同・オ）等の18項目を掲げている。

(3) 課長通知

ア 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」

(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。) 1・(1)は、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とし、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」としている。そして、控除を認めることができる場合の例示として「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」(以下「自立更生費」という。)を挙げている。

イ 他方、年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、課長通知1・(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められるとしており(課長通知1・(2))、被保護者に対し、「①資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること、②当該費用返還額は原則として全額となること、③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」(同・(ア))を説明し、「当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること」(同・(イ))としている。

また、「資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること」(同・(ウ))としている。

(4) 次官通知及び課長通知の位置付け

次官通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による法の処理基準である。また、課長通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言として、その内容も妥当なものであ

ると認められる。

2 本件処分についての検討

(1) 法63条の規定の適用について

請求人は、令和4年10月1日から支援給付金の支給を受けていたところ、法4条1項の規定の趣旨からすれば、当該支援給付金による収入は、最低限度の生活を賄うために活用することを要し、保護は、当該収入及び他の収入・資産の活用によっても、なお最低限度の生活維持に不足する部分についてのみ実施すべきものである。

しかし、請求人からは支援給付金に係る収入の届出がなく、処分庁が請求人に支援給付金が支給されていることを知ったのは令和6年1月12日であったことから、処分庁は、同年2月以降の請求人に対する保護の支給については支援給付金を収入認定したものの、それ以前の期間においては、請求人に対する保護を過大に実施していた状態であったことが認められる。

このため、処分庁は、資力の発生日（支援給付金の支給開始日）である令和4年10月1日から令和5年11月30日までの保護を法63条が定める「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するものとして、本件処分により、過大に支給された保護に要した費用の範囲で、請求人が返還すべき金額を決定したものと認められる。

そうすると、処分庁が法63条の規定を適用して本件処分を行ったことに違法又は不当な点は認められない。

(2) 本件処分による返還金額について

令和6年1月12日の面談において、担当者が請求人に対して、未申告の支援給付金を受けていることが調査により判明したこと、未申告の支援給付金（本件受給額）については、法63条に基づき返還を求めることになることを説明した際、請求人からは特段、支援給付金を得るために必要な経費についての申出はなかったことが認められる。このため、処分庁が認定した本件受給額（106,444円）を請求人の資力と認めるのが相当である。

他方、上記(1)の資力の発生日後に、請求人に対する保護の実施を行うに当たって〇〇区において支弁した月ごとの費用は、別紙の表の「支給済み保護費」欄の合計金額1,293,428円であり、本件受給額を上回る金額の費用を要したことが認められる。

そうとすると、請求人が「資力があるにもかかわらず」受けた保護

に要した費用は、上記の106,444円であるということができ、処分庁がこれを、〇〇区に対して返還義務を負うべき金額と決定した本件処分は、上記1の法令等に則ってなされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

(3) 自立更生免除について

年金を遡及して受給した場合の自立更生免除については、定期的に支給される年金との公平性を考慮して厳格に対応することが求められており、保護の実施機関として慎重に必要性を検討することとされているところ(1・(3)・イ)、支援給付金は、公的年金等の収入金額等が一定の基準以下の老齢基礎年金の受給者に対して支給される(年金生活者支援給付金の支給に関する法律1条)ことから、年金と同様に取り扱われるべきものと考えられる。

また、令和6年1月12日の面談において、請求人からは特段、本件受給額に係る自立更生免除の申出もなかったことから、処分庁が法63条の規定に基づく保護費の返還に当たり、自立更生免除の適用はないものとして本件処分を行ったことに、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

- (1) 請求人は、第3・1のとおり、毎回、福祉事務所の指示に基づき、「預貯金通帳」及び「国民年金支給通知書」等を提出しており、正しく保護費が支給されていると思っていた、請求人に一切の過失はないと主張する。

しかし、請求人が支給を受けた支援給付金は、法61条による処分庁への届出が必要な「収入」であり、次官通知が収入として認定しないことができるとする補償金等にも当たらないことから、請求人には当該収入の届出の義務があり、実施機関はその実際の受給額を収入として認定することされているところ(1・(1)及び(2))、処分庁は、請求人から支援給付金に係る収入の届出がなかったこと及び本件受給額を法63条の規定に基づく費用返還対象の対象となる資力と認定したことが認められる。本件処分により、過大に支給された保護に要した費用の範囲で、請求人が返還すべき金額を決定したこと(本件処分)に違法又は不当な点は認められず、請求人の過失の有無によって、当該判断が左右されるものではないから、請求人の主張を採用することはできない。

(2) なお、請求人は、第3・2のとおり、本件処分による返還金の未納金額に対する〇〇区長の督促処分についての取消しも求めているが、当該督促処分についての審査請求は、法64条の規定により、当該督促処分の処分庁である〇〇区長に対してすることとなることから（請求人宛ての督促状にも、〇〇区長に対して、審査請求ができる旨の教示文が付されている。）、本件審査請求の審査の対象外である。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

原道子、井上裕明、横田明美

別紙（略）